

施設の改築及び修繕等の実施区分

資料7

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			桶川市	指定管理者	
建物	改築又は大規模修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である市が管理すべきものであるため、必要に応じて市行う。
	上記以外の改築	いわゆる「模様替え」		○	指定管理者は、改築等を行った部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。
	見積額100万円以下の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
構築物	新設等		協議	協議	基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じて協議とする。
	資本的支出及び見積額100万円を超える修繕		○		
	見積額100万円以下の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
機械装置	新設等		協議	協議	基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じて協議とする。
	資本的支出及び見積額100万円を超えるの修繕		○		
	見積額100万円以下の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
工具器具備品	購入			○	指定管理者が指定管理料により購入。(市の備品)
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。

基本的な考え

※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額100万円以下のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は市が実施する。

※2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、原則としてあらかじめ市と協議し、承認を受けなければならない。